

設計の変更申込

以下に該当する場合は、その審査の一部を省略することとし、変更申込ができるものとします。
 附属書 1 の設計変更の種類が①に該当する場合は、変更される書類に加え、当該端末機器又は試験結果書類の提出が必要です。

端末機器の種類	一部変更の範囲
一 アナログ電話用設備又は移動電話用に接続される端末機器	1 電話機 (1) 次の接続インタフェースが異なること。 ①電話回線 ②使用電波別移動電話回線 ③使用電波別移動通信 (パケット) 回線 ④使用電波別移動通信回線+移動通信用回線 (2) 次の方式・機能が異なること。 ①通話回線方式 ②網制御装置及び素子 ③選択信号方式 ④拡声通話機能 ⑤自動発信機能の有無 ⑥自動応答機能の有無 ⑦肉声通話以外の通信機能の有無 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 上記(2)の機能部を除く形状が異なること。 (5) 最大収容回線が異なること。
	2 構内交換設備又はボタン電話装置 (1) 次の交換機又は主装置の基本機能が異なること。 ①通話路方式②通話路構成③通話電流の供給方式④基本制御方式及び素子⑤内線制御信号伝送方式 (ライン回路で対処可能なものを除く。) (2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 交換機又は主装置の形状が異なること。 (4) 次の最大収容回線数及び収容回線増設単位が異なること。 ①電話回線②内線③電話回線+内線
	3 変復調装置 (1) 1の(2)及び次の方式・機能が異なること。 ①通信方式 (全二重・半二重) ②最高送信通信速度③変調方式 ④搬送周波数⑤同期方式⑥通信制御手順⑦網制御機能 (自動再発信機能の有無を除く。) (2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。 (5) 最大収容回線が異なること。
	4 ファクシミリ (1) 3の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 (2) 通話機能の有無が異なること。 (3) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 形状が異なること。 (6) 最大収容回線が異なること。
	5 その他の端末機器 (1) 1の(1)に掲げる接続インタフェースが異なること。 (2) 3の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 主たる装置の形状が異なること。 (6) 最大収容回線が異なること。
二 無線呼出用設備に接続される端末機器	(1) 基本設計が異なること。 (2) 上記(1)の機能部を除く形状が異なること。

三 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	(1) 次の接続インタフェースが異なること。 ①基本②一次群及び基本＋一次群 (2) 回線交換接続機能の有無が異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。 (5) 最大収容回線（基本及び一次群）が異なること。
四 専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器	(1) 次の基本機能が異なること。 ①接続する技術基準適用上のインタフェースの種類 ②3の(1)の①～⑦までの機能 (2) 形状が異なること。 (3) 最大収容回線が異なること。
五 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	(1) 接続インタフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。 (4) 最大収容回線が異なること。
六 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	(1) 接続インタフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。 (4) 最大収容回線が異なること。

※変更申請に関する上記の補足。変更申請が必要な場合：

- i. 認証取扱業者に関する情報
- ii. モデル名の変更/追加（総務省への届け出が必要：届け出承認日に認可証を発行）
- iii. 筐体や回路、使用チップ等のハードウェアの変更（変更の内容/範囲/サイズによっては、新規申請が必要）
- iv. 事業法対象となる新たな通信機能追加 ⇒ 新規申請が必要
- v. 事業法対象の通信機能の変更（変更の内容や影響範囲によっては、新規申請が必要）

なお、

- ✓ 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 端末機器の名称
- ✓ 認証番号（一部変更申請で同番認証を行わなかった場合）
- ✓ 認証をした年月日

については、検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの間に変更があった場合には総務省への届け出が必要になる。

- vi. セキュリティ基準の適合方法の変更
- vii. 製造工場等の変更

なお、認可証再発行手数料は、同番、異番に関わらず、i、iiに関しては3万円、iii、iv、v、viに関しては各料金表参照、viiに関しては6万円となります。